

宅地造成イメージ説明会

地権者・住民の怒り爆発

本町会館、東小では約70名。市の説明は、はぐらかし、ごまかしばかり。最も宅盤差のある川崎会館では、20名程の参加だった。

本町会館での意見抜粋

- ⊗ 1次の意見書で、241件もの反対や見直しの意見が出たのに換地の間口、形状、位置しか取り扱わないのはおかしい。
- ⊗ モノレールと区画整理は別という市の説明だが、初めの説明会で井上市長がモノレールのためにやると言った。嘘をついて進めてきた。
- ⊗ モノレール駅巾40m。そこから羽村駅に続く7.5.1道路(巾15m)、稲荷緑地沿い8m道路が減歩を上げている。住民の負担を考えないのか。
- ⊗ 40m巾は広すぎる。もっと削れ！モノレールが来ないのに40mはいらない！

東小学校での意見抜粋

- ⊗ 説明ボードに計画図が貼^はってあるが、北が上になるよう貼り直してほしい(貼り直したら、図面は大きく斜めになった)。青梅線に合わせて道を造り、強引^{つういん}に家の向きを合わせるため家が南向きでなくなってしまう。
- ⊗ 権利者が都市計画道路が広すぎると言っている、市から都に狭くするように言してほしい。

阿部課長は、歩道について道路構造令で5.5や4.5mと指定されている、と述べた。しかし、国土交通省に確認したところ、歩道は2m以上だが、造る造らないを含め、自治体にゆだねられているとのことだ。

各地で幹線道路の廃止や縮小がある。都は市の要望で変更もあると述べた。

- ⊗ 今迄の羽村市の区画整理のやり方で信頼できない事がたくさんある。家の建て直しや清算金の問題も絡み自己負担なしで出来るはずがない。高齢化も進み、ここに住み続けられない人が出てくる。

市長の行為は「人間の尊厳」を 土足で踏みにじるものだ

東小学校での意見抜粋（つづき）

- ⊗ 人の財産や命にも関わるような重大なことなのに、何故、市長さんが出席していないのですか？（「今すぐ呼ぶべきだ！」と多くの声。）
- ⊗ 市は曳き家が原則というが、家に歪みが生じた時どうやって証明するのか？ 証明できなければ、何も補償してくれないということですね？
- ⊗ お役所は「地盤が沈下しました、原因が分かりません。だから補償しません」というのが常だ。
- ⊗ 市は協議する、協議すると言うが、誰と誰がどの時点で何をするのか？ 全く説明になっていない。みんなの心配事に対し、市はいい加減に答えている。不安を解消するのが市の職員の仕事でしょ。

参加者の感想欄

- ⊗ ほんの一部の推進者と市が、地権者をだまし進めてきた。市は、これ以上、減歩は上げないと説明したが、現在の減歩率が大きすぎる、それに私道を取り上げる話なども聞いてなかった。
- ⊗ 宅地造成の映像を見た。懐かしい街が消えてしまう。ショックだった！
- ⊗ 市は「～～ので、ご理解い頂きたい」を繰り返した。脅迫だ！
- ⊗ 移転工法、宅盤の状況、家の建て替え、補償額、清算金、仮住まい全てが、その時になってみないと分からない、その時になったら協議するということだ。常に先が見えない不安の中で何十年も暮らせとは非人間的だ。

多くの意見や反対で事業計画変更

市の説明によると、「換地設計 2 次案の意見書の処理、あるいは事業計画変更の手続きに 1~2 年かかる。23 年度は駅前の暫定整備。24 年度は事業計画、意見書の処理を踏まえながら街路計画を立てていきたい。」

一昨年の換地設計 1 次案に権利者から多くの意見 (871 件) が出たため、事業計画を見直すことになった。2 次案にもたくさんの反対意見を出し、この区画整理を撤回させ、現道を活かした「まちづくり」にしましょう。

公金支出差止裁判の最高裁判決について

平成 14 年に始まったこの裁判は、私たちが事業計画決定前に起こした監査請求について、門前払いした東京地裁と東京高裁の判決を最高裁が破棄し、東京地裁に差し戻したものです。

この裁判は、住民訴訟に 1 つの風穴を開け、全国的に注目されました。

原告 212 名で、厳しい財政状況の中でこのような事業に支出をするのは違法と主張しましたが、残念ながら私たちの主張はいれられませんでした。

しかし、この判決は、公金の支出について違法ではないとしたに過ぎず、区画整理が事業のやり方として適していると判断したものではありません。

これからも、「おかしいことはおかしい」と、みんなで声を上げていきましょう。